



# 鳥取県公報

平成15年11月11日(火)  
第7535号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (671) (協働推進室) .....	1
	生活保護法による介護機関の指定 (672) (福祉保健課) .....	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (673) (長寿社会課) .....	2
	土地配分計画の作成 (674) (経営支援課) .....	3
	家畜伝染病の発生 (675) (畜産課) .....	3
	地域森林計画の決定予定 (676) (林政課) .....	3
	地域森林計画の変更予定 (2件) (677・678) (〃) .....	4
	保安林の指定の解除予定 (679) (森林保全課) .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第671号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成16年1月5日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成15年11月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンハット

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

遠山 征雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市本町二丁目208

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、世界の乾燥地、半乾燥地に対して、植林等沙漠緑化に関する事業を行い、地球環境の保全と地球規模の食糧危機の回避などの諸問題に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項  
役員の定数

**鳥取県告示第672号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人鳥取愛心会	東伯郡関金町大字 関金宿2710 - 1	医療法人鳥取愛心 会通所介護関金ク リニック	東伯郡関金町大字 関金宿2710 - 1	通所介護	平成15年4月 18日
有限会社なのはな 薬局	西伯郡岸本町大原 930 - 2	なのはな薬局	西伯郡岸本町大原 930 - 2	居宅療養管理 指導	平成15年10月 3日

**鳥取県告示第673号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人ユートピア誠道 理事長 長谷正信	境港市誠道町220	特定非営利活動法人 ユートピア誠道訪問 介護事業所	境港市誠道町250	訪問介護	平成15年10 月14日
医療法人専仁会 理事長 岸田専蔵	倉吉市清谷町一丁 目286	医療法人専仁会介護 老人保健施設ハワイ 信生苑	東伯郡羽合町大字 はわい温泉58 - 5	訪問リハビリ テーション	平成15年10 月22日
有限会社マイシン 測量 代表取締役 高場 稔	米子市永江455	時の里デイサービス	境港市福定49 - 1	通所介護	平成15年10 月24日
メディカ・サポー ト株式会社 代表取締役社長 野津一成	米子市昭和町25	有料老人ホーム（介 護付き）うらら皆生	米子市皆生温泉二 丁目14 - 13	特定施設入所 者生活介護	〃

有限会社新生ケア・サービス 代表取締役 松原幸子	米子市吉岡65 - 4	有限会社新生ケア・サービス サービスディサービスセンターコムハウス	米子市吉岡34 - 2	通所介護	平成15年10月24日
-----------------------------	-------------	--------------------------------------	-------------	------	-------------

**鳥取県告示第674号**

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

区 分	地 区 名	所 在 の 場 所	増 反 者	
			予定売渡口数	予定売渡面積 (平方メートル)
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1079	1	234
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1089	1	661
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1040	1	376
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1010	1	32
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1016	1	464
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1085	1	42
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1086	1	45
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1009	1	104
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1007	1	969
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1057	1	457
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1058	1	54
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1059	1	14
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1034	1	24
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1008	1	468

**鳥取県告示第675号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨ－ネ病	牛	患畜	2	倉吉市下米積438	平成15年11月4日

**鳥取県告示第676号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成15年11月11日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び中部総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第677号**

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成15年11月11日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第678号**

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成15年11月11日から30日間

**3 縦覧に供する場所**

鳥取県農林水産部林政課、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

**鳥取県告示第679号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 解除予定に係る保安林の所在場所**

八頭郡郡家町大字市場字石山口658の8、658の9

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 解除の理由**

河川管理施設用地とするため

